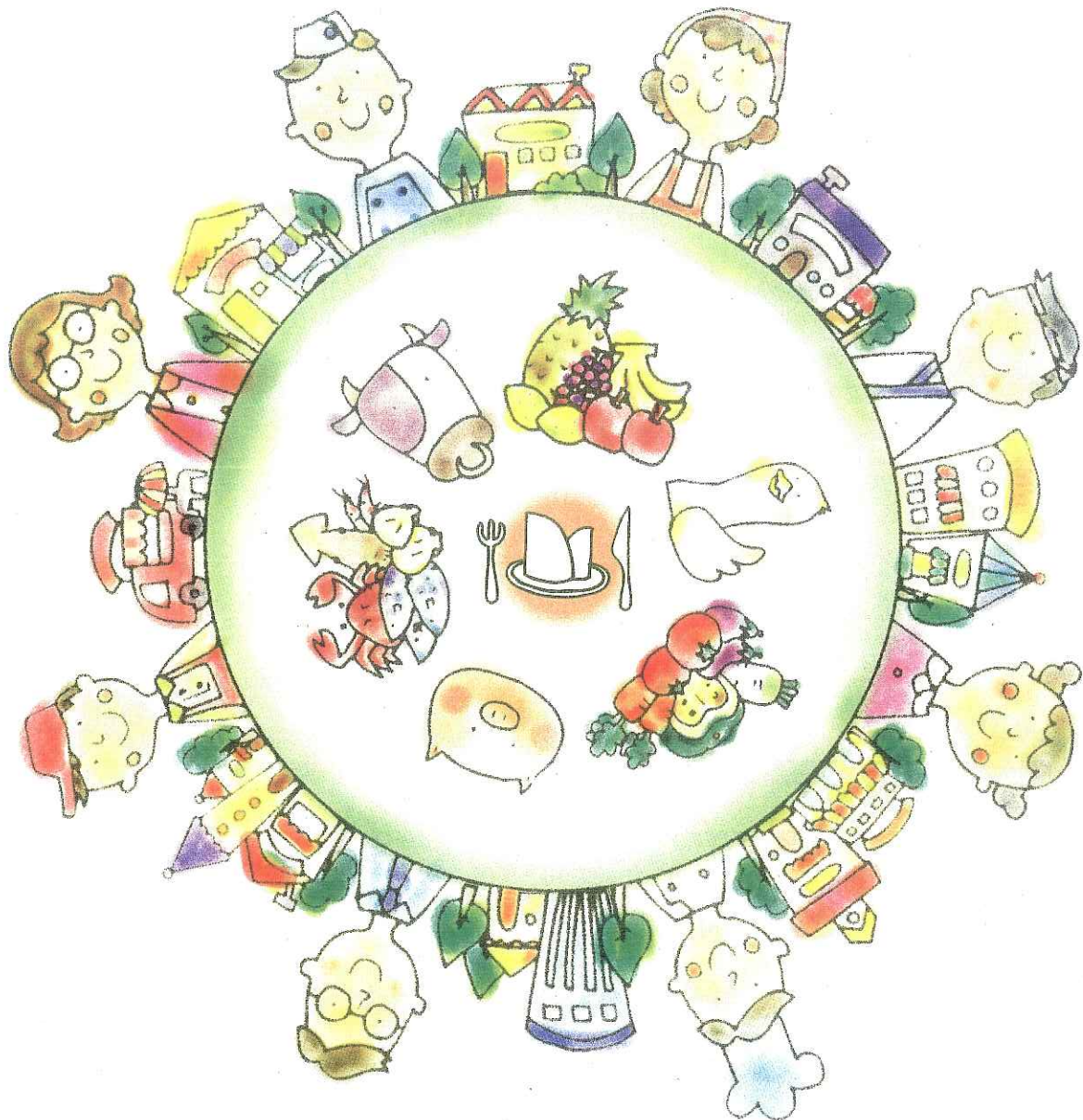


外食における原産地表示について のガイドライン

参考 5



平成18年5月



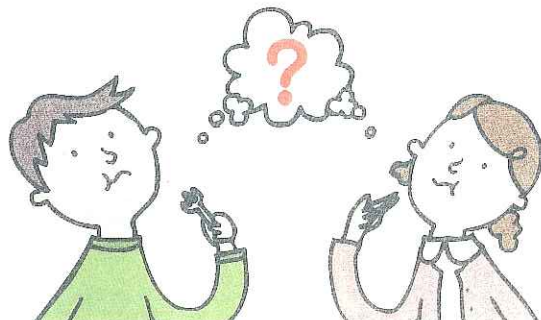
給食産業で、なぜ原産地表示を行うのですか？

Q1

A: BSEや食品偽装事件の発生、輸入農産物から基準を超えた残留農薬が検出された問題などで、消費者（喫食者）の原産地に対する関心が高くなっています。

すでにスーパーマーケット等では原産地が詳しく表示され、外食の機会でも原材料の原産地表示を求める声が強くなってきています。そこで、外食の一端を担う給食産業においても、喫食者によりいっそう安心してご利用いただき、信頼を得るためにも、食材の原産地表示を重要視しなければなりません。

とりわけ、アメリカ産牛肉が輸入再開となり、その輸入牛肉に危険部位が混じっていたことから「この牛肉はアメリカ産なの？」といった原産国への関心が高まり、原産地表示を求める声はますます強くなってきました。このような時代にあって、給食に使う原材料の原産地表示を行うことは、喫食者のみならず、給食事業の委託者（お取引企業）に対しても「安全・安心」な給食であることをアピールするチャンスでもあります。



● 罰則について

原産地表示は強制ですか？ 表示しないと罰則はありますか？

Q2

A: 今回の原産地表示に関するガイドラインは強制ではなく、事業者が「自主的に、創意工夫」をして行うものです。

ですから、原産地表示を行わないからといって、行政処分を受けることはありません。

ただし、誤表示は喫食者の信頼を著しく低下させますので注意が必要です。

原産地表示は、給食を委託する企業や喫食者の信頼を確保する手段のひとつであることをご理解いただき、より多くの給食事業者に取り組んでいただくよう、ご協力をお願いしています。

（※平成17年12月20日に「原産地表示の実施状況調査」を行いました。すでに22社の会員企業様が実行しておられます。皆様にも積極的な取り組みをお願いいたします）

● 間違い情報について

表示内容と実際の原産地が違った場合、 どうなるのですか？

Q3

A: 原材料の原産地表示を行うことは、委託者・喫食者の信頼性を確保するための“情報提供サービス”ですから、正確な表示が必要です。

万一、間違った表示により喫食者が、「実際のものよりきわめて優良なもの」とであると誤認するようなケースは、「不当景品類及び不当表示防止法」による措置の対象となり給食事業者の信用問題に悪影響を及ぼしかねないので、気をつけなければなりません。

● 対象者について

表示を行うべき対象となる事業者の範囲は？ 誰が行うのですか？

Q4

A: 業種・業態や事業規模の大小、店舗の装備、原材料の仕入れ方法にかかわらず、すべての外食事業者を対象としています。よって原産地表示は会員の皆様全員をお願いいたします。



● 表示の開始時期について

原産地表示はいつから行うのですか？

Q5

A: 「外食における原産地表示に関するガイドライン」は平成17年7月28日に作成され、当協会あてに通知がありました。

このガイドラインは法律ではなく、強制的な義務を課すものでもありません。あくまでも外食事業者が「自主的に原材料の原産地表示へ取り組むための指針」ですので、特に「いつから実施を」とか「猶予期間はいつまで」という取り決めは設けていません。

しかし、未実施の事業者はなるべく早めに取り組むのが望ましいと思われます。

● 表現方法について

Q6 どんな原材料について表示をするのですか？

A: 料理について、次のような表示が必要です。

(1) メニューの主たる原材料

例 ● ステーキ: 牛肉はオーストラリア産を使用

(2) メニュー名に用いられている原材料

例 ● 鮭のムニエル: 鮭は北海道産を使用

(3) こだわりの原材料

例 ● 旬のサンマの塩焼き: サンマは銚子沖のものを使用

地産地消の取り組みや農業との連携などによって、安定した調達に取り組んでいる事業者は、原材料の種類ごとに原産地を表示するといった表示方法を工夫することが望まれます。原産地に関する、より多くの情報提供に努めてください。

例 ● 野菜は地元埼玉県産のものを使用しています。

● 調味料等の非表示(対象外)について

Q8 調味料などについても原産地表示をするのですか？

A: ソース・ドレッシング・調味料などは原産地表示の対象になっていません。このガイドラインは、喫食者のメニュー選択に必要な原材料について実施します。



● 地名の表示について

原産地名として「一般に知られている地名」でも表示できるようですが、具体的にはどのような表示が可能でしょうか？

A: 国産品は「国産」、輸入品は「原産国名」の表示が基本です。

このほか「一般に知られている地名」でもかまいません。たとえば次のように表現方法は多彩です。

例 ● 国産品の場合

都道府県名: 北海道、茨城県、和歌山県、佐賀県など

地方名: 北陸地方、東海地方など

地域名: 庄内、阿蘇など

旧国名: 近江、薩摩など

海域名: 銚子沖、日向灘など

湖名: 十三湖、穴道湖など

例 ● 外国産の場合

州名・省名: フロリダ州、福建省など

地域・都市名: パルマ地域、上海など

● 効果的な表示方法について

Q7 「こだわりの原材料」とは、どのようなものですか？

A: 事業者が、品種・栽培方法・産地などにこだわって調達している原材料をいいます。例えば、有機栽培野菜や、朝採り新鮮野菜のように、付加価値の高いものです。

こだわりの原材料については、喫食者の関心が高く、また、高付加価値という面からも原産地表示でアピールすることは効果的と思われます。



● 挽肉の場合について

たとえばハンバーグのミンチ肉が合挽の場合は、おもな原材料として多く使用している牛肉だけを表示していいのですか？

A: ハンバーグに使われているミンチ肉が牛肉と豚肉の合挽の場合、

【牛肉: 岩手県産】

と表示してあれば、「牛肉だけが使われている」と喫食者に誤認をさせるおそれがあります。

そのためにも、合挽であることをわからせるために、次のように豚肉についても表示することが望まれます。

【牛肉: 岩手県産、豚肉: 茨城県産】



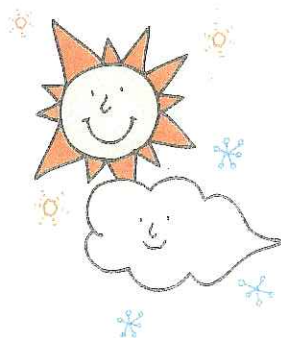
● 産地が流動する場合について

使用している原材料の産地が、季節によって変わったり、一時的に変動する場合の表示はどうするのですか？

A: 農林水産物は、特定の場所から安定した仕入れがむずかしいので、次のように表示してもかまいません。

例 ● 当店の野菜は、原則として「国産」ですが、天候等の理由によっては一部外国産を使う場合があります。

例 ● 3～9月までは栃木県産の〇〇を使用していますが、それ以外の時期は他地域産になります。



● 水産物について

水産物については、水揚げされた漁港を表示するのですか？
それとも獲れた漁場を表示しますか？

A: 水産物については【国産】か【原産国】、どちらかの表示が基本です。より詳しい【原産地表示】が可能な場合は、次のように表示するといいいでしょう。
(漁港・漁場はどちらでもかまいません。)

【国産】は、獲れた水域名または養殖された地域名、水揚げされた漁港、漁場がある都道府県名のいずれかを表示します。

例 ● 【サバ:大分県産】 【フグ(養殖):敦賀産】

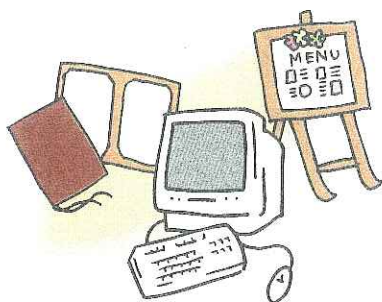
【輸入品】は、原産国名のみ、あるいは水域名を併記してもかまいません。

例 ● 【タコ:モロッコ産】 【ミナミマグロ:インド洋産】

● 表示媒体について

どのような方法で表示するのですか？

A: 壁紙・ボード・掲示板・メニューブック・インターネットなど、さまざまな手段を用いてかまいません。
手段や表示場所などは、各事業者が創意・工夫をして、お客様の見やすい場所にわかりやすく表示してください。
(※表示の事例をご覧ください)



● 表示根拠書類の整理・保管について

表示の根拠となった「仕入れ伝票
その他関係書類を整理するように」
とのことですが、原産地が記載された
“書類”で必ず残しておかねばなりませんか？

A: 仕入れ業者などから口頭で産地を聞いたり、聞いた産地を自分でメモすることも少なくないと思います。しかし今後は、仕入れ先から「原産地が明確に表示されているもの」を得て産地を確かめ、それを整理・保存しておくことが大切です。

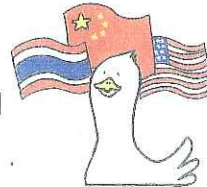
なお、整理方法は必ず紙である必要はありません。
お客様からの問い合わせに「迅速に、適切に、正確に」
対応できるように整理しておきましょう。

● 産地が複数国ある場合について

ひとつの原材料でも、産地が複数国に
わたる場合はどう表示しますか？

A: ひとつの原材料でも複数の国のものを使用している場合は、使用量の多い国順に書きます。ただし、原産国が3カ国以上になる場合は、使用量の多い順に上位2カ国を表示し、3カ国目からは「その他」と書いてもかまいません。

例 ● 【鶏肉はタイ、中国、アメリカ】
【豚肉は中国、アメリカ、その他の国】



● 表示の内容範囲について

魚は「養殖」か「天然」を、野菜なら
「有機野菜」か「無農薬野菜」などと
表示する必要がありますか？

A: 原材料の原産地を表示すればよいことになっているので、「養殖」「天然」や「無農薬」などの表示までは必要ありません。しかし、事実に基づいて自主的に表示することはかまいません。

● お米の表示について

農産物検査法による原産地証明を
受けていないお米でも、
原産地表示をしていいのですか？

A: 契約栽培や産地JAからの直接購入など、仕入れ伝票などで産地を確認できる場合は、農産物検査法による産地証明を受けていなくても「米:○○産」と表示してかまいません。

● 注意点について

表示ミスを起こさないようにするための、
注意点はどんなことですか？

A: いつでも正確に表示するためには、原材料に関する情報管理が大切です。そのためには、次のようなことがらを推進することが望まれます。

- 原材料の仕入れや店舗への配送などにおける、正しい情報の伝達
- 原産地が表示された書類やデータの管理の徹底
- 【原産地表示】に対する従業員の理解をうながす教育
- 喫食者の信頼に応えるために、ガイドラインを守るという社内の意識高揚の徹底

メニューサンプルでの表示例

農林水産省第一食堂 原産地表示例



【資料提供：一富士フードサービス株式会社】

店内での表示例 ①

メニュー	原材料	原産地
鶏肉の照り焼き	鶏もも	ブラジル産
豚肉生姜焼き	豚 バラスライス	アメリカ産、国産
ハンバーグ	挽肉(牛、豚)	国産
鶏肉のから揚げ	鶏もも	ブラジル産
牛肉野菜	牛肉バラ	オーストラリア産
さば味噌	鯖	ノルウェー産
さんま塩焼き	サンマ	三陸沖
ホッケ焼き	ホッケ	北海道
ニシン焼き	ニシン	北海道
赤魚煮つけ	赤魚	ノルウェー産
イカ天ぷら	イカ	ペルー産
マグロ黄金揚げ	マグロ	国産
ロースカツ	豚ロース	アメリカ産

米・野菜類

全て国産です

【農林水産省ホームページ事例】

店内での表示例 ②

農林水産省第一食堂 原産地表示例

野菜	人参	北海道産	冷凍野菜	ごぼう	中国産
	大根	北海道産		れんこん	中国産
	キャベツ	群馬県産		牛バラ	オーストラリア産
	白菜	長野県産	肉類	牛小間	オーストラリア産
	トマト	福島県産		豚ロース	米 国産
	南瓜	北海道産		豚もも	米 国産
	茄子	高知県産		鶏もも	ブラジル産
	ジャガイモ	北海道産		鶏むね	国産 (北海道・青森・岩手)
	玉ねぎ	北海道産	魚類	鯖	ノルウェー産
	レタス	茨城県産		鮭	米 国産
	里芋	中国産		イナダ	岩手県産
	ブロッコリー	中国産		ムキ鰯	北海道産
	小松菜	中国産		マグロ	ベトナム産
	いんげん	中国産		米	宮城県産 ひとめぼれ

※加工品については上記を除きます。詳細については食堂までお尋ね下さい。

【資料提供：一富士フードサービス株式会社】

店内での表示例 ③

食品原材料の原産国について

～よく使用する食品～

(関東地区)

食品原材料	原産国
牛肉	オーストラリア、国産(埼玉県)
豚肉	チリ、カナダ、国産(群馬県)
鶏肉	ブラジル、国産(岩手県・鹿児島県)
アジ	ベトナム、鮮魚は国産(静岡県近海)
鮭	国産(青森県)
さば	ノルウェー
さんま	国産(三陸沖)
タコ	南アフリカ、モロッコ
メルルーサ	アメリカ
さつまいも	国産(茨城県)
じゃがいも(馬鈴薯)	国産(長崎県)
じゃがいも(メークイン)	国産(千葉県)
しいたけ	国産(福島県)
青ねぎ	国産(埼玉県)
キャベツ	国産(群馬県)
きゅうり	国産(福島県)
大根	国産(青森県)
グリーンアスパラ	国産(長野県)
玉ねぎ	国産(佐賀県)
トマト	国産(福島県)
なす	国産(埼玉県)
人参	国産(青森県)
ピーマン	国産(茨城県)
ブロッコリー	中国
ほうれん草	国産(岩手県)
レタス	国産(長野県)

野菜類はフレッシュ品の原産国を表示しています。

食品原材料の入荷状況等により、表示内容と異なる場合があります。ご了承下さい。

ウオクニ株式会社

当社における食品の安全・安心、
および健康に関する取り組みは
ホームページに掲載しています。
<http://www.uokuni.co.jp/>



社団法人 日本給食サービス協会
支部のご案内

お問い合わせは下記支部または事務局までお願いします。



支部名	住所・TEL
● 北日本	〒980-0011 宮城県仙台市青葉区上杉3-2-35 (株)紅谷内 TEL.022-217-0053
● 関東	〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町3-5-8 (社)集団給食協会内 TEL.03-3254-4615
● 中部	〒464-8637 愛知県名古屋市千種区小松町7-39 メーキュー(株)内 TEL.052-731-2221
● 関西	〒531-0076 大阪府大阪市北区大淀中1-17-22 (株)日米クック内 TEL.06-6452-0188
● 西日本	〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東1-1-7 学校法人 中村学園事業部内 TEL.092-441-2731
● 事務局	〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町3-5-8 神田木原ビル7F TEL.03-3254-4614